

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 モニタリング支援業務 企画提案公募要領

大阪府・大阪市（以下「府・市」という。）では、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型 I R（大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域。以下「大阪 I R」という。）の実現に向け、公民連携して、必要な検討・手続き等を行っており、令和 4 年 4 月に区域整備計画（特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「I R 整備法」という。）第 9 条第 1 項に規定する区域整備計画をいう。以下同じ。）の認定の申請を国に行いました。

本業務（下記 1 及び 2 に記載する業務をいう。以下同じ。）は、国において区域整備計画の認定が行われた後、長期間にわたって安定的かつ継続的に大阪 I R 事業（夢洲地区において実施される I R 整備法第 2 条第 3 項に規定する設置運営事業をいう。以下同じ。）を実施するために、I R 整備法及び関係法令等に基づき、府・市が大阪 I R 株式会社（以下「SPC」という。）に対して行うモニタリングについて、一貫して、財務・法務・技術面等において高い専門知識と実績を有する事業者から支援を受けるものであり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、適切かつ着実にモニタリングを実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

本公募は、I R 整備法第 9 条第 11 項に基づく区域整備計画の認定（以下「区域認定」という。）が行われること、並びに「令和 5 年度大阪府一般会計予算」及び「令和 5 年度大阪市一般会計予算」が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。

これらいずれかの条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

なお、認定を得た際の実際の業務量の変動に応じて契約金額の協議を行うこととなります。

1 業務名

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング支援業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務の趣旨・目的

府・市では、I R 整備法に基づき SPC と共同して作成した区域整備計画について、国からの認定が得られれば、今後、SPC が I R 整備法、関係政省令及び認定区域整備計画（I R 整備法第 9 条第 11 項の認定を受けた区域整備計画をいう。以下同じ。）等（以下「I R 整備法等」という。）に基づき、適正に大阪 I R 事業を遂行しているかの確認、I R 整備法に基づく SPC の財務報告書等の確認及び認定区域整備計画の実施の状況の国への報告、並びに国からの評価結果の分析といったモニタリングを実施することとしています。

本業務は、これら府・市が行うモニタリングについて、一貫して、財務・法務・技術面等において高い専門知識と実績を有する事業者から支援を受けることで、適切な

ガバナンス機能を確保し、大阪 I R 事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な大阪 I R 事業の実施を確保することを目的としています。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

(4) 委託上限額

85,620 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

【各業務実施年度委託上限額】

各業務実施年度の委託上限額は、以下のとおりです。応募金額の提案は、この範囲内で行ってください。

業務実施年度	委託上限額（税込）
令和 5 年度	44,933 千円
令和 6 年度	40,687 千円
合 計	85,620 千円

※委託上限額は、令和 4 年度中に区域認定が行われる場合の業務項目を前提に設定したものです。それによらない場合には、年度の業務項目及び契約金額を発注者と受注者とで協議の上契約を締結し、年度末の支払いにおいて精算を行うこととなります。

(5) 留意事項（仕様書 1 「(6)業務実施上の条件」、契約書（案）別記特記仕様書 I にも同旨記載）

ア 本業務は、認定区域整備計画、I R 整備法第 13 条に定める実施協定（以下「実施協定」という。）及び I R 整備法等に基づくモニタリングの必要性が前提となるため、その前提が失われる場合（① I R 整備法第 35 条に基づき区域整備計画の認定が取り消された場合、②同法第 13 条第 2 項に基づく国土交通大臣の認可を受けることができず、発注者と SPC との間で実施協定を締結することができなかった場合、③実施協定締結後、諸般の事情により同協定が解除され又は終了することとなった場合）には、契約を途中解除することがあります。ただし、これらの事情が生じた場合、国の求める各種提出書類の内容、提出期日等を考慮し、契約解除日又は契約満了日までに実施する業務項目等について発注者と受注者とは協議することを予定しています。

なお、この解除は将来的に効力を生じ、その時点以降の受注者の作業について発注者は支払いを行いません。また、発注者は、この解除に起因して受注者に生じる損害等について補償は一切行いません。

イ 本業務が区域整備計画の認定時期、I R 整備法関係政省令の内容、府・市議会及び政策決定の状況、並びにその他の本業務の契約時に予期せぬ状況等によって、実施項目（仕様書・別紙 1 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング支援業務 業務項目」参照）の詳細に影響があることを踏まえ、

応募者は本業務の企画提案を行ってください。

また、業務実施にあたっては、円滑な業務の遂行・進捗が図られるよう発注者と連携を密にするとともに、本業務の実施項目の詳細等に変更の必要が生じた場合は、発注者の求めに応じ柔軟に対応してください。

なお、発注者は、これに伴う補償は一切行いません。

ウ 本業務に従事する各担当者の資格・実績要件については、仕様書・別紙2「各担当者の配置条件について」のとおりとします。

エ 本業務の受注者等の利益相反行為の制限等については、仕様書・別紙3「本業務の受注者等の利益相反行為の制限等」のとおりとします。

オ 発注者は、大阪IR事業に関する法律問題、各種手続、民間事業者との契約関係等に係る、法的観点からの助言や法律事務の補助等を受けるため、下記法律事務所と委任契約を締結しています。なお、本業務の提案に参加するにあたり、下記法律事務所を応募者の一員又は協力者等とすることはできないものとします。

- ・岩田合同法律事務所（東京都千代田区）
- ・弁護士法人興和法律事務所（大阪市中央区）
- ・佐野法律事務所（大阪市中央区）
- ・大知法律事務所（東京都千代田区）

3 スケジュール

- | | |
|------------|---------------------|
| ・公募開始 | 令和5年3月17日（金） |
| ・質問受付締切 | 令和5年3月30日（木） |
| ・質問に対する回答 | 令和5年4月12日（水）（予定） |
| ・提案書類提出締切 | 令和5年4月19日（水） |
| ・プレゼンテーション | 令和5年5月中旬（予定） |
| ・契約締結 | 令和5年5月下旬（予定） |
| ・業務開始 | 令和5年5月下旬（予定） |
| ・業務終了 | 令和7年（2025年）3月31日（月） |

4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（ただし、(6)は共同企業体の構成員のいずれかが該当していればよいものとします。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 平成25年1月1日以降、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条の規定に基づき、実施方針が公表された事業のアドバイザー業務、モニタリング（財務状況監視）業務、又はこれと同種若しくは類似する業務について、元請けによる履行実績を有すること（ただし、履行中のものを除く。）。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価を支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

5 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「4 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領等の配布及び応募書類の受付

ア 公募要領等の配布方法

下記、I R 推進局推進課ホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair-monitoring/>)

※窓口、郵送などによる配布は行いません。

イ 応募提案書類の受付期間

令和5年3月17日(金)から令和5年4月19日(水)まで

ウ 提出方法

応募書類は必ず電話予約の上、受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

【受付場所】

大阪府・大阪市 I R 推進局 推進課 計画グループ (担当：望戸、安井)

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲州庁舎 31階

電話番号：06-6210-9234

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

以下の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。なお、副本については、記名押印せず、応募者が特定できる箇所(応募者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行ってください。

ア 応募申込書(様式1：原本1部)

イ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式2：原本1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式3：原本1部)

③委任状(様式4：原本1部)

④使用印鑑届(様式5：原本1部)

ウ 業務実績申告書(様式6：原本1部、副本10部)

エ 企画提案書(様式7・8・様式自由：原本各1部、副本各10部)

オ 応募金額提案書(様式9：原本1部、副本10部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式10：原本1部)

キ 以下の書類についても提出すること

i 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

①法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

- ii 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - iii 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
 - iv 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。
- (3) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は 1 者 1 提案とします。（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）
 - イ 応募書類（副本）はモノクロ（白黒）としてください。
 - ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本各々 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。なお、A 4 ファイルは、2 穴ファイル等を使用して、書類がファイルから外れないようにしてください。応募書類は電子媒体（CD-R 等 WindowsPC で取扱いが可能な状態なものとし、ウィルス対策を実施してください。）での提出もお願いします。
 - エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
<記入例>
「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング支援業務」
提案書
株式会社〇〇（法人名）
 - オ 書類提出後の差替えは認めません（発注者が補正等を求める場合を除く）。
 - カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和 5 年 3 月 30 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出方法

ア 「質問書」(様式 11)に記載の上、下記まで送付してください。

送付先 大阪府・大阪市 I R 推進局 推進課

E-mail: osakair-monitoring@gbox.pref.osaka.lg.jp

※電話や口頭での質問は受け付けません。

イ 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで)

ウ 「件名」欄に「質問：大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング支援業務」と明記してください。

(3) 回答

受け付けた質問に対する回答は、令和 5 年 4 月 12 日 (水) (予定)に I R 推進局 推進課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair-monitoring/>)にて行います。

(なお、発注者が掲載に供することが適切でないと判断した質問事項については、この限りではありません。)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア 共通事項

- ① (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。

イ プレゼンテーション審査について

① 実施日時・場所

プレゼンテーション審査の実施日時・場所は、応募者に対して、別途通知します。

② 企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行ってください。プレゼンテーションは、企画提案内容についての詳細や趣旨について選定委員からの質問に回答できるよう準備してください。なお、資料の追加・変更は認めません。(詳細は、応募者に対して、別途通知します。)

③ プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

④ 説明時間は、1 者あたり 15 分程度、質疑応答を含めて 30 分程度と想定しています。

⑤ 総括責任者、業務主任者【総括】及び業務主任者【各専門分野】を中心に参加するものとし、参加者は 5 名以内を予定しています。

⑥ 説明・質疑応答等については、業務主任者【総括】が対応すること。ただし、各専門分野に関わる項目については、当該専門分野を担当する業務主任者【各専門分野】での対応も可とします。

⑦ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

ウ 最優秀提案者(及び次点者)の評価点が、審査の結果、1 委員でも評価合計点が 100 点満点中 60 点未満、若しくは評価項目のうち 1 項目でも 0 点があった場合には、

最優秀提案者（及び次点者）として採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

①業務実施体制（20点）

区分	審査基準	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者、業務主任者及び担当者が適切に配置されているか ・円滑かつ効率的に業務を遂行する上で、業務実施体制について十分な工夫がなされているか ・本業務の遂行に必要な情報や協力者等のネットワークを有しているか 	20点

②業務実績・経験（20点）

区分	審査基準	配点
事業者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の本業務にふさわしい業務実績があるか 	5点
担当者等の業務実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者等が本業務にふさわしい業務実績・経験を有しているか ・業務主任者にプライオリティをおいて審査する 	10点
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者等が本業務にふさわしい説明能力を有しているか 	5点

③業務実施方針（20点）

区分	審査基準	配点
業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的及び業務内容について、十分に理解しているか ・各業務項目について、業務の特性を理解し、的確な業務手順・課題認識等が示されているか ・本業務の背景、IR制度設計の内容・議論状況等を十分に理解し、的確な対応方針が示されているか 	15点
	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反行為を防止する上での対応方針について、有効な提案がなされているか 	5点

④特定テーマに関する提案（30点）

区分	審査基準	配点
特定テーマ1	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R 事業において着実な財務モニタリングを実施する上で、的確かつ有益な実施手順が提案されているか ・ I R 事業の財務モニタリングにおいて留意すべき事項が様々な視点から検討され、整理されているか 	15点
特定テーマ2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定区域整備計画の実施状況を報告する作成プロセスが明瞭なものとなっているか ・ I R 整備法及び大阪 I R 事業に係る区域整備計画について十分に理解し、具体性のある提案がなされているか 	15点

⑤応募金額（10点）

区分	審査基準（価格点の算定式）	配点
価格点	満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を I R 推進局推進課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair-monitoring/>) において公表します。なお、応募者が2者であった場合の次点者の評価点は公表しません。
- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - ② 全提案事業者の名称
 - ③ 全提案事業者の評価点
 - ④ 最優秀提案事業者の選定理由
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。
- (3) 契約交渉に併せて、仕様書・別紙3「本業務の受注者等の利益相反行為の制限等」に定める「利益相反管理方針」について大阪府との間で協議を行い、その承認を受けてください。この際、仕様書・別紙3「本業務の受注者等の利益相反行為の制限等」の規定を基に、制限対象の範囲及び禁止事項等にかかる詳細（適用除外を含む）についても協議を行う予定です。
- (4) 契約金額の支払いについては、各年度末の精算払とします。なお、委託上限額は、令和4年度中に区域認定が行われる場合の業務項目を前提に設定したものです。それによらない場合には、年度の業務項目及び契約金額を発注者と受注者とで協議の上契約を締結し、年度末の支払いにおいて精算を行うこととなります。
- (5) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付してください。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。